

株 主 各 位

(証券コード 3845)
(発送日) 2025年6月11日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月4日

東京都新宿区新宿二丁目1番11号
株式会社アイフリークモバイル
代表取締役社長 吉田 邦臣

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.i-freek.co.jp/>
(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IR資料室」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アイフリークモバイル」又は「コード」に当社証券コード「3845」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、「インターネット」又は「書面（議決権行使書用紙を郵送）」によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水）午後6時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
(受付開始は午前9時30分を予定しております。)
2. 開催場所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル2階
野村コンファレンスプラザ新宿 コンファレンスC
開催場所が昨年と異なっております。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いないようにお越しください。
3. 目的事項
報告事項 第25期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙において、各議案に賛否の意思表示がない場合には、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 電子提供措置事項について、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載の事項につきましては、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した書類の一部です。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始予定：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

※ご返送の際には、保護シールをご貼付ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後6時30分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後6時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

The form includes fields for '株主番号' (Shareholder ID), '議決権の数' (Number of Voting Rights), and '御中' (To whom). It features a large grid for voting on '議案' (Proposed Resolution) numbered 1 to 4. A legend indicates that '○印' (checkmark) means '賛成' (Agree) and '×印' (cross) means '反対' (Oppose). There is also a QR code for 'スマートフォン用議決権行使アプリケーションログインQRコード' (Smartphone Voting Application Login QR Code).

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 ➡ 「賛」 の欄に○印
- 反対する場合 ➡ 「否」 の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」 の欄に○印
- 全員反対する場合 ➡ 「否」 の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 ➡ 「賛」 の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

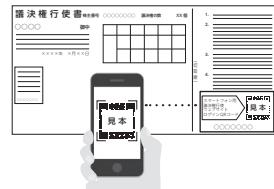
議案の賛否に関わらず、議決権行使していただいた株主様へ、500円分のQUOカードを後日お贈りさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

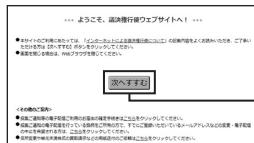
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワード を入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合
は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

事業報告

(2024年4月1日から)
2025年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績等を背景とした雇用・所得環境の改善が進み緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、物価上昇や資源・エネルギー価格の高騰、国際情勢の不安定化、米国の政策動向等の影響により、依然として先行きは不透明な状況が続いています。

当社が属するIT業界におきましては、企業の事業拡大や人手不足対策等のためのDX及びAI投資が活発化しており、今後市場規模がさらに拡大することが予測されています。

このような状況のもと、当社は、経営の合理化と組織運営の効率化を図ることを目的としつつ、軸となるコンテンツ事業とDX事業の二つの事業活動の推進に努めてまいりました。かかる経営の合理化政策の一環として、当社子会社であった株式会社アイフリークスマイルズを2024年4月1日付で、同じく当社子会社であった株式会社I-FREEK GAMESを2024年10月1日付で当社に吸収合併し、当社は2024年10月1日より非連結決算会社へと移行いたしました。また、当社事業における持続的成長実現に必須となる技術力の高い人材の確保に要する資金の調達として、第三者割当て方式による新株式及び第18回新株予約権の発行を2025年3月18日に実施いたしました。

この結果、当事業年度における売上高は2,004,586千円(前事業年度比32.7%増)、営業損失は61,871千円(前事業年度は6,954千円の営業損失)、経常損失は50,823千円(前事業年度は1,331千円の経常利益)、当期純損失は110,605千円(前事業年度は4,291千円の当期純利益)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当社は、当事業年度より非連結決算へ移行したことから、セグメント別の業績について、前事業年度との比較は行っておりません。

また、当事業年度より、報告セグメントのうち「コンテンツクリエイターサービス事業」について、名称を「DX事業」に変更しております。

<コンテンツ事業>

コンテンツ事業では、利益構造の最適化を推進する点から広告宣伝費の削減を行うなど事業運営の効率化を図る一方で、当社コンテンツの将来的な収益に繋がる施策も併行して実施いたしました。

知育アプリについては、言葉・名前に興味を持ち始めたお子様が、遊びながら楽しく

言葉を習得するための音声つきアプリ「タッチ図鑑シリーズ」を2024年4月にリリースし、「あそびタッチ」では当社がサポートイングカンパニーを務めるJ2リーグサッカーフラブ「ジュビロ磐田」とのコラボレーションコンテンツを2025年1月に配信いたしました。絵本アプリでは2024年9月に、お子様が「活きた英語」を楽しく学べることを企図し、「森のえほん館」に英語絵本を追加する大幅リニューアルを実施いたしました。

これらの結果、コンテンツ事業の売上高は87,721千円、セグメント損失は42,967千円となりました。

<DX事業>

DX事業では、インフレの継続や円安を背景とする物価の上昇などによる消費活動への停滞の懸念、国際情勢の不安定化により先行きは依然として不透明な状況が継続するものの、既存顧客に対する単価交渉が一部結実し、また、企業のDX化の推進やITへの依存度の高まりにより受注状態は引き続き好調であることから、前事業年度と比較して通期での稼働率は比較的高い水準で推移いたしました。当社エンジニアの契約単価はまだ上昇余地が十分にあると考えており、さらなる単価改善の交渉を継続しつつ、同事業における営業体制の連携の強化等を実施することで効率的な事業運営に努め、トップラインを伸ばしてまいります。

これらの結果、DX事業の売上高は1,879,193千円、セグメント利益は227,229千円となりました。

(注) 製品名及びサービス名は商標又は登録商標です。

当社の経営理念を基にした電子絵本「つたわる つながる ひろがる」を、当社が運営する絵本読み放題アプリ「森のえほん館」にて配信しております。親子向けYouTubeチャンネル「Popo Kids（ポポキッズ）」では、こちらの絵本の読み聞かせ動画を配信中です。下記QRコードより、ぜひご覧ください。



(注) QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は9,370千円となりました。その主な内容は、本社内装工事による建物及び構築物、パソコン等事務機器の購入による工具、器具及び備品の増加であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度におきまして、金融機関からの長期借入れにより100,000千円、第三者割当による新株式の発行により269,500千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社と当社子会社の株式会社アイフリークスマイルズは、2024年4月1日を効力発生日として、当社と当社子会社の株式会社I-FREEK GAMESは、2024年10月1日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併を行いました。この吸収合併により、当社は第3四半期より非連結決算へ移行しております。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第22期 (2022年3月期)	第23期 (2023年3月期)	第24期 (2024年3月期)	第25期 (2025年3月期)
売上高(千円)	1,813,730	1,953,071	1,510,454	2,004,586
経常利益又は△(千円)	186,214	142,022	1,331	△50,823
当期純利益又は△(千円)	190,175	145,068	4,291	△110,605
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	10.81	8.13	0.24	△6.15
総資産(千円)	1,039,263	1,076,565	1,104,120	1,392,185
純資産(千円)	657,198	751,635	701,570	859,783
1株当たり純資産(円)	36.67	41.80	39.04	40.08

- (注) 1. 千円未満は切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産の銭単位未満は四捨五入して表示しております。
 3. 前事業年度までは連結計算書類での財産及び損益の状況で記載しておりましたが、当事業年度より非連結決算へ移行したことから単体での財産及び損益の状況で記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

当社と当社子会社の株式会社アイフリークスマイルズは、2024年4月1日を効力発生日として、当社と当社子会社の株式会社I-FREEK GAMESは、2024年10月1日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併を行ったため、当事業年度末において重要な子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、成長性・競争優位性の確立（既存事業の収益性向上及び差別化戦略、新規事業の創出やM&Aの推進など）、収益構造の見直し（コスト削減や事業・経営効率化など）、経営基盤の強化・確立（人員の最適化、人材育成や財務基盤の強化など）に取り組み、持続的な成長及び企業価値向上を目指しております。

今後の更なる成長を実現する上で、知育アプリや電子絵本サービス等の企画・制作・運営、キャラクターの企画・制作等を提供する「コンテンツ事業」、ITエンジニア派遣、受託事業等を行う「DX事業」の2事業において、以下の項目を対処すべき課題として認識しております。

<コンテンツ事業>

① コンテンツユーザー数の拡大と継続利用促進及びユーザー基盤の確立

当社が事業展開するコンテンツ市場は競争や変化が激しく、市場ニーズや技術動向も急速に変化しております。このような環境下において、当社がユーザーのニーズに合致したサービスを適切に提供できなくなった場合は、ユーザー数の減少から当社業績に影響を与える可能性があります。このような競争の激化や変化に対応し、コンテンツ事業が持続的に成長するためには、市場の変化に迅速に対応し、ユーザーニーズを的確に捉え、サービスの認知度向上と新規ユーザーの獲得を継続的に推進し、ユーザー基盤を拡大することが不可欠です。また、既存ユーザーに対しては、ニーズに基づいた質の高いコンテンツを継続的に提供することで、さらなる満足度を高め、利用継続を促進いたします。これらの取り組みを通じて、新規ユーザーの獲得と既存ユーザーの維持・活性化を図り、強固なユーザー基盤を確立しサービスの利用率向上を図ってまいります。

② デジタルコンテンツ資産及びノウハウの多角展開と新規顧客開拓

当社は、創業以来20年以上にわたるコンテンツ制作・運営を通じて、当社がライセンスを保有する多くの質の高いデジタルコンテンツを確保してまいりました。当社は、これらのコンテンツ資産を有効活用することで、コンテンツ業界における優位性を強化することが重要であると認識しております。当社が保有するデジタルコンテンツ資産の活用先として、コンテンツ制作に関する協業パートナー拡大により個人のみならず法人顧客の獲得に努めることで、コンテンツ事業の利益確保を目指してまいります。

③ 新技術への対応及び活用

近年における急速な技術革新は社会全体に大きな変化をもたらしており、当社を取り巻く事業環境も例外ではありません。当社はAIやARといった先進的な技術を積極的に活用し、サービスの提供を行っております。今後もより魅力的なサービスを提供し、

その普及を加速させていくためには、高度化の一途を辿るAIや関連デジタル技術について、当社の事業との親和性を見極めたうえで、利用価値のある技術を継続的に取り入れ、その有効性を最大限に引き出すことが不可欠かつ重要であると認識しており、引き続き先進的な技術への対応及び活用を進めてまいります。

<DX事業>

① 人材の確保及びエンゲージメント向上

当社が長期的・継続的成長を実現するためには、その源泉である従業員1人1人の存在が最も重要となります。労働人口の減少が進行する中、優秀なエンジニアの確保は事業継続と成長に不可欠な要素であり、業務上必要とされるエンジニアの雇用ができない場合、円滑なサービスの提供や積極的な受注活動が阻害され、業績に影響を及ぼす可能性があります。このような認識のもと、当社は継続的な採用活動を通じて、必要なスキルと意欲を持つ人材の確保に努めています。採用活動と並行して、既存のエンジニアが最大限の能力を発揮し、長期的に活躍できる環境を整備することが重要と考えております。研修制度の充実や資格取得支援等を行い成長機会の提供、また、満足度を高める制度・体制の整備を続け、働きがいや能力が発揮できる場を提供し、定着率の更なる向上を図ってまいります。

② 営業体制の強化による事業拡大と収益性向上

DX事業の継続的な成長には、既存取引関係の関係強化に加え、顧客の新たなニーズの発掘と案件創出が不可欠です。そのため、迅速な顧客対応を可能にする営業体制を整備・強化し、顧客満足度向上を図るとともに、顧客情報の組織的な連携強化による提案力向上、新規顧客開拓の強化を通じて、受注案件の拡大を行ってまいります。さらに、既存顧客に対しては、専門性の高いエンジニアの稼働による技術サービスの質向上、商流改善及び単価向上を図り、適正な収益を確保することで営業利益の拡大を目指してまいります。

③ 技術力の強化

当社は、エンジニアの技術力を向上させることが企業価値の源泉であると認識しております。そのため、エンジニアに対する入社研修、その後の定期研修を実施しております。また、研修内容を充実させることにより、エンジニアのキャリアチェンジを可能にし、多様化する顧客ニーズにあったサービス提供を図ってまいります。

④ 稼働率維持・向上

エンジニアの稼働率低下は、売上減少に直結し、業績に影響を及ぼす可能性があります。特に、当社のように人的リソースを主要なサービス提供の基盤とする事業において

は、稼働率の維持・向上は収益確保のために極めて重要であると認識しております。そのため、組織的営業戦略と営業体制の強化、人材育成によるスキルアップ等を行い、稼働率の維持向上を行ってまいります。

<コンテンツ事業及びDX事業共通>

機密情報及び個人情報の漏洩の危険について

当社は、業務遂行において顧客企業の機密性の高い情報に触れる機会があるため、各種情報の漏洩や不正使用などの事態が生じた場合、損害賠償請求や社会的信用失墜等により当社業績に影響を与える可能性があります。そのため、情報セキュリティ規程を定め、適正な情報管理を行うための体制を整え、全社員を対象とした教育・研修を継続的に実施することにより、情報管理レベルの向上に努めています。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

「コンテンツ事業」は、知育アプリや電子絵本サービス等の企画・制作・運営、キャラクターの企画・制作等を行っており、「DX事業」は、ITエンジニア派遣、受託事業等を行っております。

(6) 主要な拠点等（2025年3月31日現在）

本店	東京都新宿区
御苑オフィス	東京都新宿区

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

事業区分	使用人數
コンテンツ事業	6名(1)
D X 事業	440名(2)
全社共通	13名(7)
合計	459名(10)

- (注) 1. 使用人数は従業員数であり、パートタイマーは()内に年間の平均人員を概数で記載しております。
 2. 全社共通として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

使 用 人 数	前 期 末 増 減 比	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
459名	199名増	32歳	4年

- (注) 1. 使用人数は従業員数であり、パートタイマーは含んでおりません。
 2. 前事業年度末に比べて従業員数が199名増加しております。これは主に、2024年4月1日付で当社子会社であった株式会社アイフリークスマイルズを吸収合併したこと、及び2024年10月1日付で当社子会社であった株式会社I-FREEK GAMESを吸収合併したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社きらぼし銀行	千円 182,724
株式会社りそな銀行	105,000

(注) 借入額は、長期借入金の残高であります。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 71,358,000株
 (2) 発行済株式の総数 21,339,641株
 (3) 株主数 4,289名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
辛 澤	3,500,000	16.40
永田 浩一	3,333,235	15.62
INTERACTIVE BROKERS LLC	1,177,100	5.52
梁 振豪	592,000	2.77
三菱UFJ e スマート証券株式会社	367,200	1.72
楽天証券株式会社	360,400	1.69
株式会社SBI証券	341,573	1.60
紅林 栄二	289,400	1.36
上原 彩美	275,507	1.29
松本 真也	260,500	1.22

(5) その他株式に関する重要な事項

2025年3月18日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が3,500,000株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

第17回新株予約権

決議年月日	2022年7月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役（社外取締役を除く） 2名 社外取締役 1名
新株予約権の数（個）	取締役（社外取締役を除く） 284個 社外取締役 71個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 取締役（社外取締役を除く） 28,400株（注2） 社外取締役 7,100株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	153円（注3）
新株予約権の行使期間	自 2024年7月2日 至 2032年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 216.77円 資本組入額 108.39円 (注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)

(注) 1. 監査役には新株予約権を付与しておりません。

2. 当社が、当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じた1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社取締役会において必要と認める

株式数の調整を行う。

3. 新株予約権割当後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額}} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の1株当たりの時価」を「処分前の1株当たりの時価」にそれぞれ読み替える。

さらに、新株予約権の割当日後に、当社が他の会社と合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

4. ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数がある場合は、これを切り上げるものとする。
 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. ①新株予約権者は権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
 ②新株予約権者が死亡した場合、当該割当てを受けた者の相続人は当該新株予約権行使はできない。
 ③新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
 ④その他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

6. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、「注2」に準じて決定する。
- 二 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の行使金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間
上記表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
「注4」に準じて決定する。
- ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- チ 新株予約権の行使の条件
「注5」に準じて決定する。
- リ 再編対象会社による新株予約権の取得条項
第17回新株予約権発行要項における「新株予約権の取得事由および条件」に準じて決定する。
- (2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

2025年2月28日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

第18回新株予約権

割当日	2025年3月18日
新株予約権の総数	9,000個 (新株予約権1個当たり100株)
発行価額	総額846,000円 (新株予約権1個当たり94円)
当該発行による潜在株式数	900,000株
資金調達の額	70,146,000円 (内訳) 新株予約権発行分 846,000円 新株予約権行使分 69,300,000円
行使価額	1株当たり77円
割当方法	第三者割当の方法によります。
割当先及び割当数	黒田 喜久 9,000個
行使請求期間	2025年3月18日から2028年3月17日

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉田 邦臣	(株)ヴァスダックペイメントシステム 取締役 (株)セキュアイノベーション 取締役 (株)セキュアサステイン 取締役 (株)V SECURE 取締役 (株)セキュアインフラストラクチャー 取締役
取 締 役	五十嵐 雅人	経営企画室長 広報・IR室長 事業企画室長
取 締 役	寺田 永史	コンテンツロボティクスオートメーション事業部長 (株)ヴァスダックインシュアシステム 取締役 (株)ノードコミュニケーション 取締役 (株)ノードコムイントゥ 取締役 (株)ノードコムターミナル 取締役 (株)ノードコムコア 取締役 (株)Vノードコム 取締役 (株)ノードコムFlint 取締役 (株)S-Play 取締役
取 締 役	鴨崎 俊也	テクタイトフード＆サービス(株) 取締役会長 (株)ビースタイルホールディングス 社外監査役
取 締 役	吉川 雅之	(株)ヴィトーリア 代表取締役
常 勤 監 査 役	溝田 吉記	
監 査 役	神谷 善昌	公認会計士、税理士 神谷公認会計士事務所 代表 Cenxus Advisory(株) 代表取締役 監査法人東海会計社 代表社員 Cenxus税理士法人 代表社員
監 査 役	櫻井 光政	弁護士 桜丘法律事務所 代表弁護士 一般社団法人事業適正広告推進協議会 代表理事

- (注) 1. 取締役 鴨崎 俊也氏、吉川 雅之氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 溝田 吉記氏、神谷 善昌氏、櫻井 光政氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 神谷 善昌氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 2024年6月26日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって、田村幸広氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
 5. 当社は、取締役 鴨崎 俊也氏、吉川 雅之氏、監査役 溝田 吉記氏、神谷 善昌氏、櫻井 光政氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 当社は、全取締役及び全監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負う事または当該責任の追及に係る請求を受けること

によって生ずることのある損害について填補します。ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

7. 当事業年度中の重要な兼職の異動について

代表取締役社長 吉田 邦臣氏は、当社子会社であった株式会社I-FREEK GAMESの代表取締役社長を兼任しておりましたが、2024年10月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したことになりました。また、同氏は株式会社ウェアラブルの取締役でしたが、同社の2024年10月31日の解散に伴い、退任しております。

取締役 寺田 永史氏は、2024年5月1日付でコンテンツクロボティクスオートメーション事業部長に就任いたしました。

(2) 当事業年度中に辞任した取締役

氏 名	辞 任 日	辞任時の地位・担当 及び重要な兼職の状況
上 原 彩 美	2025年1月10日	代表取締役会長 IT Cross(株) 代表取締役
坂 本 一 也	2025年1月10日	取締役 (株)オブジェクトティブコード 取締役 (株)オブジェクトティブコア 取締役 (株)オブジェクトティブキャリア 取締役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づいて、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を定款に設けております。

当該定款の規定に基づき当社が締結した責任限定契約における内容の概要は、当該役員が、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、会社に対し損害賠償を負うものとするものであります。なお、当社は、各社外取締役及び各監査役との間で当該契約を締結しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額(千円)			支給人員
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	35,582千円 (6,416千円)	35,130千円 (6,360千円)	-	452千円 (56千円)	7名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	9,240千円 (9,240千円)	9,240千円 (9,240千円)	-	-	3名 (3名)
計 (うち社外役員)	44,822千円 (15,656千円)	44,370千円 (15,600千円)	-	452千円 (56千円)	10名 (6名)

- (注) 1. 上記には、2024年6月26日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、及び2025年1月10日をもって辞任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
3. 取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の基本報酬について、基本報酬の内容の決定方法及び決定された基本報酬の内容が後述「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
4. 2006年6月30日開催の第6期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額170,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額を年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は2名です。
また、上記の報酬枠とは別枠で、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する取締役の報酬限度額は、2008年6月26日開催の第8期定時株主総会において、年額20,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。
5. 非金銭報酬の内容は当社のストックオプションであり、付与の際の条件等は「②ウ. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針」のとおりであります。
6. 当事業年度において、社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等はありません。

②取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

ア. 基本方針

取締役の報酬額については、会社の規模、業績を考慮し、取締役の職位及び職責等に応じて固定金銭報酬である基本報酬と中長期的インセンティブとしての非金銭報酬としてのストックオプションにより構成しております。

イ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、会社の規模、業績を考慮した各人の役職及び職責等に応じ、総合的に勘案して決定するものとしております。

ウ. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬としてストックオプションを付与する場合があります。付与数は職位及び職責等に応じて決定するものとしております。

エ. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

中長期的な企業成長へ貢献し、かつ株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲が高まるように、最も適切な支給割合となることを方針としております。

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。各取締役に支給する固定金銭報酬である基本報酬については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的な内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、報酬諮問会を任意の組織として設置し、報酬に関する社会的動向、当社の業績その他報酬水準の決定に際し斟酌すべき事項を鑑み、取締役の職位及び職責を勘案の上、取締役会の同意を得て決定しております。

当事業年度における各取締役の基本報酬については、取締役会は、代表取締役社長である吉田 邦臣氏に対し、各取締役に支給する基本報酬における具体的な内容の決定を委任しております。なお、委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 鵜崎 俊也氏は、株式会社電翔の社外取締役でありました。また、同氏は、テクタイトフード＆サービス株式会社の取締役会長（2024年12月31日まで同社取締役社長）、株式会社ビースタイルホールディングスの社外監査役であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

取締役 吉川 雅之氏は、株式会社ミッショングループ、株式会社V NEXT、株式会社V Diordna、株式会社Vグループ、株式会社Vヴィトーリア及び株式会社ヴィトーリアリンクの代表取締役であります。また、同氏は株式会社ヴィトーリアの代表取締役であります。兼職先である株式会社ヴィトーリアと当社との間には定常的な取引関係がありますが、その他の各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

監査役 溝田 吉記氏は、当社子会社であった株式会社アイフリークスマイルズ及び株式会社I-FREEK GAMESの監査役であります。

監査役 神谷 善昌氏は、神谷公認会計士事務所の代表、Cenxus Advisory株式会社の代表取締役であり、監査法人東海会計社、Cenxus税理士法人の代表社員であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

監査役 櫻井 光政氏は、桜丘法律事務所の代表弁護士であり、一般社団法人士業適正広告推進協議会の代表理事であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	鶴崎 俊也	当事業年度に開催された取締役会の全てに出席いたしました。主に企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に上場企業が抱える経営課題について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	吉川 雅之	2024年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会の全てに出席いたしました。主に企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に上場企業が抱える経営課題について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	溝田 吉記	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、いずれにおいても経営者としての観点及び高い見識に基づき発言を行っております。
監査役	神谷 善昌	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、公認会計士・税理士として会計及び税務における高度な専門的知識と豊富な経験から、重要な会計・税務の処理について発言を行っております。
監査役	櫻井 光政	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、いずれにおいても主に弁護士としての専門的見地から、法律上検討を要する点を中心に、当社の「コンプライアンス体制の構築・維持」について発言を行っております。

(注) 上記の取締役会開催のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があつたものとみなす書面決議が10回ありました。

③上記記載内容に関する社外役員の意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人アヴァンティア

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,680千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,680千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本公認会計士協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人アヴァンティアは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のほか、株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備の概要は以下のとおりあります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、取締役及び従業員が、法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するため、コンプライアンス行動規範を制定し、当社の役員及び従業員にコンプライアンス教育・研修等を実施して周知徹底を図り、法令、定款及び社会倫理規範の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- 2) 代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設け、内部監査室が内部監査を定期的に実施することで、各部門の活動状況が法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するとともに、社内諸規程及びマニュアルに準じて業務が適正かつ効率的に行われていることを検証し、代表取締役社長に報告を行い、代表取締役社長は改善の指示を行う。
- 3) 当社は、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な対応のため、内部通報体制を整備、運用を行う。
- 4) 監査役は、法令遵守体制及び内部通報体制の整備又は運用状況に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 法令及び文書管理規程等に従い、取締役及び従業員の職務に関する情報を文書化（電磁的記録を含む。）し、保存及び管理を行う。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。
- 2) 個人情報については、個人情報保護規程を制定して、法令及び個人情報保護規程に基づき厳重に管理する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社では、損失の危険の管理として、内部監査規程を制定し、内部監査室は、内部監査規程に基づき、リスクマップ及び内部統制の重要性に応じて、内部監査方針並びに監査実施計画を立案し、代表取締役社長の承認のもと監査を実施する。内部監査室の監査により法令及び定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事実が発見された場合には、直ちに発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について代表取締役社長に報告する。

2) 当社では、自然災害、事故、犯罪、その他経営に関わる重要な事実に係る緊急事態に対しても、緊急事態対策規程に基づき、迅速な対応を行い、被害の拡大を防止する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会において、経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標及び年間予算を決定し、その経営目標を各部門に配分し、その達成状況を定期的に検証することにより、業務の効率化を図る。
- 2) 定例の取締役会を原則月1回以上開催し、月次決算報告及び予算実績対比報告を行い、併せて重要事項の決定を行う。また、必要に応じて適時、臨時取締役会も開催し、機動的な意思決定を行う。
- 3) 業務執行については、職務権限規程、職務分掌規程、稟議決裁規程等を策定し、各人の責任と権限を明確にしている。
- 4) 職務執行の機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。

⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は、業務の適正を確保するため、「コンプライアンス行動規範」を定め、企業倫理及び法令遵守体制の浸透・定着を図る。
- 2) 内部監査室は、年度計画に基づき当社の内部監査を実施し、取締役、監査役、執行役員及び監査対象の組織責任者に結果報告するとともに、その概要を定期的に取締役会へ報告する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項並びに当該使用者の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、必要な人員を配置する。なお、監査役補助を兼任する従業員は、監査役の職務を優先するものとする。
- 2) 監査役の職務を補助すべき従業員の人事異動、人事考課、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 取締役及び従業員は、法令の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況その他監査役が報告すべきものと定めた事項を遅滞、遺漏なく報告する。
 - 2) 常勤監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役・執行役員及び従業員から報告を受け、必要に応じて会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行う。また、監査役は、取締役等に対する助言又は勧告等の意見表明、取締役の違反行為の差止め等、必要な措置を適時に講じることができる。
 - 3) 当社は、監査役への報告及び内部通報制度に基づく通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役は取締役会を始めとした当社の重要な会議に出席し、取締役会の職務遂行に対して監査を行い、稟議書その他業務遂行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に対して個別に説明を求めることができる。
 - 2) 監査役は代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で必要に応じ意見交換を行い、また、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - 3) 監査役の職務執行について生じる費用については予算化し、その他、監査役が、職務の執行に関して生ずる費用等の前払又は償還を請求した場合は、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに応じるものとする。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 1) 基本的な考え方として、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係等一切の関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応する。
 - 2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況として、反社会的勢力による不当要求に備え、平素より顧問弁護士、警察等の外部専門機関との連携を強化して、反社会的勢力に関する情報の収集や管理を行う。
- ⑩ 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制
- 当社は、財務報告における記載内容の適正性を確保するため、代表取締役社長の指示の下、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制構築を行う。また、取締役会は、内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

- ・取締役会を定期開催し、経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ・監査役会を適時開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査を行いました。
- ・内部監査を実施し、各部門の活動状況が法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するとともに、社内諸規程及びマニュアルに準じて業務が適正かつ効率的に行われていることを検証いたしました。
- ・重要文書については、法令及び社内規程に基づき主管部署において適切に保存・管理されていました。
- ・子会社が存在した2024年9月30日までは、関係会社管理規程に基づき、グループ会社毎に主管部署を定め、当該主管部署を通じて適切かつ実効的なグループ会社管理が行われていました。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目		金 额	科 目	金 额
資 产 の 部			负 債 の 部	
流 動 资 产		1,383,737	流 動 负 債	315,050
現 金 及 び 預 金		1,003,616	買 掛 金	18,187
売 掛 金		339,751	1年内返済予定の長期借入金	73,608
仕 掛 品		404	未 払 金	21,021
前 払 費 用		16,855	未 払 費 用	124,206
未 収 入 金		10,716	未 払 配 当 金	1,183
短 期 貸 付 金		7,860	未 払 法 人 税 等	7,962
立 替 金		7,263	未 払 消 費 税 等	25,197
そ の 他		7,109	未 払 事 業 所 税	2,012
貸 倒 引 当 金		△9,841	預 金	36,645
固 定 资 产		8,448	前 受 収 益	5,027
投 資 そ の 他 の 资 产		8,448	固 定 负 債	217,351
敷 金		8,302	長 期 借 入 金	214,116
破 産 更 生 債 権 等		271	資 产 除 去 債 务	3,235
そ の 他		145	負 債 合 計	532,402
貸 倒 引 当 金		△271	純 资 产 の 部	
資 产 合 計		1,392,185	株 主 资 本	855,315
			資 本 金	144,750
			資 本 剰 余 金	588,673
			資 本 準 備 金	134,750
			そ の 他 资 本 剰 余 金	453,923
			利 益 剰 余 金	121,892
			利 益 準 備 金	2,500
			そ の 他 利 益 剰 余 金	119,392
			新 株 予 約 権	119,392
			純 资 产 合 計	4,468
				859,783
			負 債 及 び 纯 资 产 合 計	1,392,185

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

地図

損益計算書

(2024年4月1日から)
2025年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,004,586
売 上 原 価	1,495,086
売 上 総 利 益	509,499
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	571,370
営 業 損 失 (△)	△61,871
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,865
受 取 保 険 料	10
助 成 金 収 入	3,410
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	5,895
そ の 他	2,949
	14,131
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	3,033
そ の 他	49
	3,083
経 常 損 失 (△)	△50,823
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,811
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	43,126
受 取 遅 延 損 害 金	28,033
抱 合 わ せ 株 式 消 減 差 益	41,516
そ の 他	260
	114,746
特 別 損 失	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	20,000
減 損 損 失	15,493
抱 合 わ せ 株 式 消 減 差 損	114,899
事 務 所 移 転 費 用	4,146
投 資 有 価 証 券 評 価 損	16,250
そ の 他	17
	170,806
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△106,883
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,722
当 期 純 損 失 (△)	△110,605

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社アイフリークモバイル
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	藤 田 憲 三
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	渡 部 幸 太
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイフリークモバイルの2024年4月1日から2025年3月31までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ◆ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十かつ適切な監査証拠を入手する。
- ◆ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ◆ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ◆ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ◆ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

株式会社アイフリークモバイル 監査役会

常勤社外監査役	溝田 吉記	㊞
社外監査役	神谷 善昌	㊞
社外監査役	櫻井 光政	㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考書類

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行いたいと存じます。なお、これにより減少する資本金及び資本準備金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されます。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

当社の資本金の額144,750,000円のうち134,750,000円を減少して、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を10,000,000円といたしたいと存じます。

ただし、当社が発行している新株予約権が資本金の額の減少の効力発生予定日までに行使された場合には、減少後の資本金の額は変動する可能性がございます。

(2) 資本金の額の減少が効力を生じる日

2025年7月1日を予定しております。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

当社の資本準備金の額134,750,000円のうち、134,750,000円を減少して、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を0円といたしたいと存じます。

ただし、当社が発行している新株予約権が資本準備金の額の減少の効力発生予定日までに行使された場合には、減少後の資本準備金の額は変動する可能性がございます。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

2025年7月1日を予定しております。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役である吉田 邦臣、五十嵐 雅人、寺田 永史、鶴崎 俊也、吉川 雅之は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

地図

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社株式の数
1	吉田 邦臣 (1976年11月12日)	<p>2000年4月 防衛庁航空自衛隊 入隊</p> <p>2005年3月 有限会社太田貿易 入社</p> <p>2006年3月 (株)ヴァスダックジャパン (現:株)ヴァスダックインターバンクシステム 入社</p> <p>2010年8月 (株)ヴァスダックセキュリティ (現:株)ヴァスダックペイメントシステム 代表取締役 (現:取締役)</p> <p>2013年2月 (株)セキュアイノベーション 代表取締役 (現:取締役)</p> <p>2013年7月 (株)セキュアサスティーン 代表取締役 (現:取締役)</p> <p>2014年2月 (株)セキュアカーネル(現:株)カーネルジャパン 代表取締役</p> <p>2015年5月 (株)V S E C U R E 代表取締役 (現:取締役)</p> <p>2016年9月 (株)ウェアラブル 取締役</p> <p>2017年4月 当社 入社</p> <p>2017年5月 (株)セキュアインフラストラクチャー 取締役 (現任)</p> <p>2017年6月 当社 取締役</p> <p>2017年10月 当社 コンテンツクリエイターサービス事業部長</p> <p>2018年4月 当社 I P事業部長</p> <p>2019年4月 当社 コンテンツエンジニアサービス事業部長</p> <p>2019年8月 当社 チャレット部長</p> <p>2020年1月 リアルタイムメディア(株) 取締役</p> <p>2020年1月 (株)ファンレボ 取締役</p> <p>2023年5月 (株)I-FREEK GAMES 取締役</p> <p>2023年7月 当社 代表取締役社長 (現任)</p> <p>2024年5月 (株)I-FREEK GAMES 代表取締役</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>(株)ヴァスダックペイメントシステム 取締役</p> <p>(株)セキュアイノベーション 取締役</p> <p>(株)セキュアサスティーン 取締役</p> <p>(株)V S E C U R E 取締役</p> <p>(株)セキュアインフラストラクチャー 取締役</p>	15,000株

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

地図

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社株式の数
2	五十嵐 雅人 (1972年8月18日)	1996年 4月 2001年 1月 2002年10月 2004年 4月 2007年 8月 2008年 9月 2010年 1月 2012年 2月 2012年 6月 2020年 3月 2020年 6月 2021年 9月	亞細亞証券印刷(株) (現:(株)プロネクサス) 入社 ナスダック・ジャパン(株) 入社 ディー・ブレイン証券(株) 入社 IPO証券(株) (現:アイネット証券(株)) 入社 同社 取締役 IPOキャピタルパートナーズ(株) 設立 代表取締役社長 ユナイテッドベンチャーズ(株) 入社 (株)バルクホールディングス 入社 同社 取締役 当社 入社 経営企画室長 兼 広報・IR室長 (現任) 当社 取締役 (現任) 当社 事業企画室長 (現任)	7,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社株式の数
3	辛澤 (1965年3月21日) (注) 1	2013年 6月 2015年11月 2021年 6月 2021年10月	香港 BMI Hospitality Service Limited (現:GX PARTNERS CO., LIMITED) 代表取締役 (株)ランニング 設立 代表取締役 (現任) 石垣食品(株) (現:(株)ウェルディッシュ) 取締役 (株)ジェクシード (現:AIストーム(株)) 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)ランニング 代表取締役 AIストーム(株) 取締役	3,500,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)		所持する 当社株式の数
4	みき　もとよし 幹 元慶 (1961年12月29日) (注) 1	1991年 8月 1994年 4月 2007年10月 2021年 6月	(株)prosper 入社 東亜実業(株) 設立 代表取締役 上海安美途融資租賃有限公司 設立 代表取締役会長（現任） 石垣食品(株) (現:株)ウェルディッシュ 取締役 (重要な兼職の状況) 上海安美途融資租賃有限公司 代表取締役 会長	0株

(注) 1. 辛 澤氏、幹 元慶氏は新任取締役候補者となります。

2. 取締役候補者と当社との間の特別の利害関係について

- (1) 吉田 邦臣氏が取締役を務める(株)セキュアインフラストラクチャーと当社との間には、定的な取引関係があります。なお、同氏及び同氏が取締役を務める(株)セキュアスティーン、(株)ヴァスダックペイメントシステム、(株)V SECUREと当社との間に特別の利害関係はありません。
- (2) 五十嵐 雅人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (3) 辛 澤氏及び同氏が代表取締役を務める(株)ランニング、取締役を務めるAIストーム(株)と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (4) 幹 元慶氏及び同氏が代表取締役会長を務める上海安美途融資租賃有限公司と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 取締役候補者幹 元慶氏は、社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

幹 元慶氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、日本及び中国において企業を設立されるなど、会社経営での目線で、当社の経営全般に関して独立した立場からの確かな助言、厳しいご指摘をいただけるものと期待し、社外取締役としての職務を適正に遂行いただけるものと判断したためであります。

- (2) 社外取締役の責任限定契約

当社は、幹 元慶氏の選任が承認された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

- 5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負う事または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。
- 6. 幹 元慶氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役櫻井 光政氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

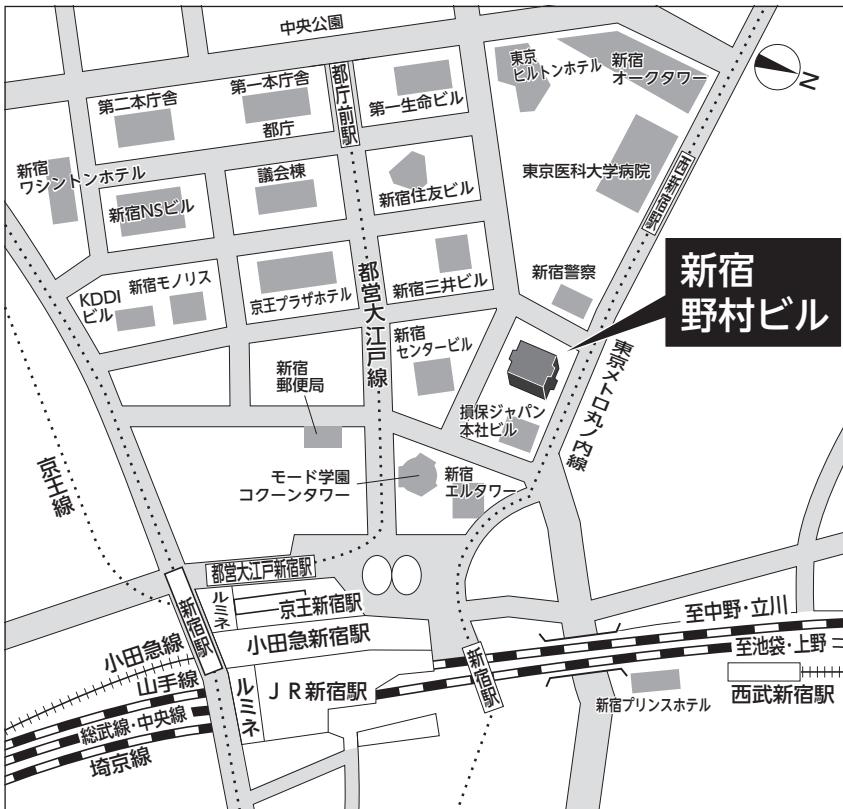
氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所当社株式の数
三浦 璃久 (1972年5月30日) (注) 1	<p>2006年3月 燐坤日本電器(株)入社 2008年8月 (株)セイコーインターナショナル入社 2016年10月 (株)三友商事 管理部部長 2018年9月 gipro japan(株) 転籍 経理部部長 2019年12月 瑞龍バイオハイティック(株) 転籍 管理部部長 2022年3月 (株)ジェクシード (現:AIストーム(株)) 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2022年6月 gipro japan(株) 代表取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) gipro japan(株) 代表取締役 AIストーム(株) 社外取締役 (監査等委員)</p>	0株

- (注) 1. 三浦 璃久氏は新任監査役候補者であります。
- 2. 三浦 璃久氏及び同氏が代表取締役を務めるgipro japan(株)、社外取締役監査等委員を務めるAIストーム(株)と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 3. 三浦 璃久氏の選任が承認された場合は、監査役としての任期は、前任者の任期を引き継ぐため、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。
- 4. 三浦 璃久氏は社外監査役候補者であります。
- 5. 三浦 璃久氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は会計や財務に関する知識・経験のほか、上場企業での監査等委員としての実務経験を有しており、その経験を当社の監査体制の強化に活かしていくだけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- 6. 当社は、三浦 璃久氏の選任が承認された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 7. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負う事または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。候補者が監査役に選任され就任した場合は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。
- 8. 三浦 璃久氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル2階
 野村コンファレンスプラザ新宿 コンファレンスC
 電話 (03) 3348-6513



<交通手段>

JR線・都営新宿線・京王線・小田急線「新宿」駅（西改札）から 徒歩約7分
 東京メトロ丸ノ内線「西新宿」駅2番出口 徒歩4分
 都営地下鉄大江戸線「都庁前」駅A1出口 徒歩4分